

第1章 計画の策定にあたって



私たちの世界は今、深刻な環境危機に直面しています。

人間社会は、化石燃料をはじめ地球上の様々な自然資源を利用し発展してきました。

しかし、人類の活動は、地球の限界(=プラネタリー・バウンダリー)を超えつつあり、自らの存続基盤である自然環境を破壊し、様々な環境問題を生じさせています。

現在、特に切迫する地球規模の環境問題の一つが、気候変動問題です。

この計画は、地球温暖化が原因とされている気候変動に対し、

・温室効果ガスの排出を削減することで地球温暖化の進行を防ぐ「緩和策」

・既に身近な生活に及んでいる気候変動の影響に対処し、

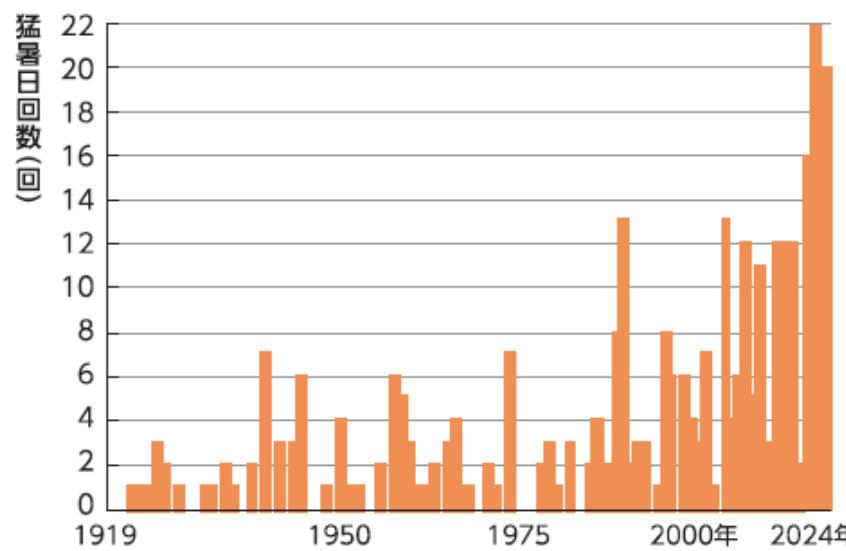
被害を少なくすることで地球温暖化から身を守る「適応策」

をまとめ、市民・事業者・市が、それぞれの役割を踏まえ、気候変動へのアクションを共に進めていくために策定するものです。

(1)気候変動の影響①

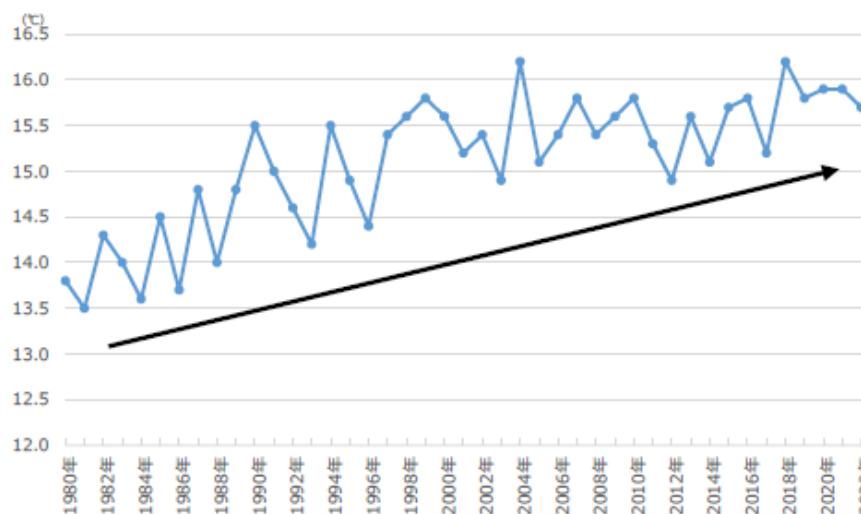
- 地球温暖化とは、人間の活動に伴い「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上昇する現象のことです。
- 地球温暖化が原因と言われている気候変動の影響は、「猛暑」として既に市民生活に及んでいます。調布市から最も近い観測地点である府中の平均気温は、平年値(1991~2020年)は15.4℃で、1980年からの40年間で、およそ2℃上昇しています。また、2025年には、都内において猛暑日(最高気温35℃以上の日)の回数が、観測史上最多の29回を記録しました。
- 国連は、2024年は観測史上最も暑い年となり、世界全体の年平均気温が産業革命以前と比べて1.55℃上昇したと発表しました。
- 国の将来予測によると、地球温暖化に対して今後何も対策を行わなかった場合、世界全体の年平均気温は産業革命前よりも4℃上昇し、国内では20世紀末と比べ、21世紀末の年平均気温は約4.5℃上昇、猛暑日の年間日数も約17.5日増加することが予測されています。

■ 都内における猛暑日の回数の推移



出典:東京都「家庭の省エネハンドブック2025」

■ 府中観測地点(府中市幸町)での年平均気温の推移



出典:気象庁ホームページ(過去の気象データ検索)「府中(東京都) 年ごとの値」

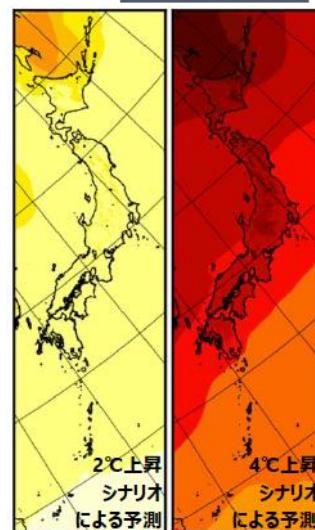
■ 国内の気温の将来予測

	2℃上昇シナリオによる予測 パリ協定の2℃目標が達成された世界で生じ得る気候の状態	4℃上昇シナリオによる予測 追加的な緩和策を取らなかった世界で生じ得る気候の状態	
	年平均気温	約+1.4℃	約+4.5℃
【参考】世界の年平均気温※ (IPCC, 2021)	(約+1.1℃)	(約+3.7℃)	
猛暑日の年間日数	約+2.9日	約+17.5日	
熱帯夜の年間日数	約+8.2日	約+38.0日	
冬日の年間日数	約-16.6日	約-46.2日	

New!

100年に一回の高温の将来変化

- 工業化以前の気候での「100年に一回の高温」は、4℃上昇時の気候では100年に約99回発生すると予測。
- 一方で、4℃上昇時の気候での「100年に一回の高温」の温度は、工業化以前の気候での「100年に一回の高温」の温度と比べて約5.9℃上昇すると予測。



出典:文部科学省・気象庁「日本の気候変動2025概要版」を基に作成

(1)気候変動の影響①

- 気候変動が進むことにより現在又は将来予測される影響として、熱中症による「健康」面への影響、「都市生活」や「経済活動」への影響、豪雨に伴う「自然災害」の増加、渇水など「水資源」への影響、高温による農作物の品質や動植物の生息域など「自然・生態系」への影響などが懸念されています。
- 調布市において現在から将来にかけて予測される主な気候変動の影響として、熱中症による死亡者数の更なる増加、高温に伴う屋外活動・イベントの縮小、雨の降り方の変化に伴う集中豪雨や渇水リスクの増加、生態系の分布域の変化、外来種の侵入や定着率の変化、気温上昇による作物の品質の低下などが挙げられます。

■ 気候変動による影響の例



出典：国立環境科学研究所『気候変動適応情報プラットフォーム』

■ 調布市において現在又は将来予測される主な影響

分野	市において現在又は将来予測される主な影響
健康、都市生活、経済活動	<p>(健康、都市生活)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を中心とする熱中症による救急搬送者数・死亡者数の更なる増加 ・屋外活動時の熱中症発生リスクの増加 ・屋外スポーツや屋外イベントができなくなるなど屋外活動の縮小 <p>(経済活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外労働が可能な時間帯の短縮リスク、熱中症対策の必要性の更なる増加
自然災害	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動により激甚化、頻発化する豪雨による浸水リスクの増加 ・土砂災害の発生リスクの増加
水資源、水環境	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩川水系、荒川水系、地下水を水源とする水道の渇水リスクの増加
自然、生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・分布域の変化やライフサイクル等の変化 ・外来種の侵入や定着率の変化 ・気温上昇による作物の品質の低下、収穫時期の変化、病害虫の発生リスクの増加



(2)気候変動の世代間不公平

- 気候変動は、将来世代に対し、より深刻な影響をもたらします。1960年に生まれた昭和世代と2020年に生まれた令和世代を比較した場合、令和世代が80歳までに経験する日最高気温の最大値を超える気象現象は、昭和世代よりも400回程度多く発生すると予測されています。このため、2020年以降に生まれた令和世代は、それ以前に生まれた世代に比べ、地球温暖化による気象災害の影響を多く受けることになり、対策が進まないと、気候変動の世代間不公平が拡大することが想定されます。

■ 気候変動の世代間不公平



1960～2040年の
日最高気温 ▶ 最大値
日降水量 ▶ 最大値
を超える気象現象は、
2020～2100年に
日最高気温 ▶ 400回
日降水量 ▶ 3回
程度発生すると予測される。

↑
気候変動の
世代間不公平



2100年は遠い未来ではなく、
今年生まれた子供たちは2100年
頃まで生きなければならない。



1960

2020

2040

2050

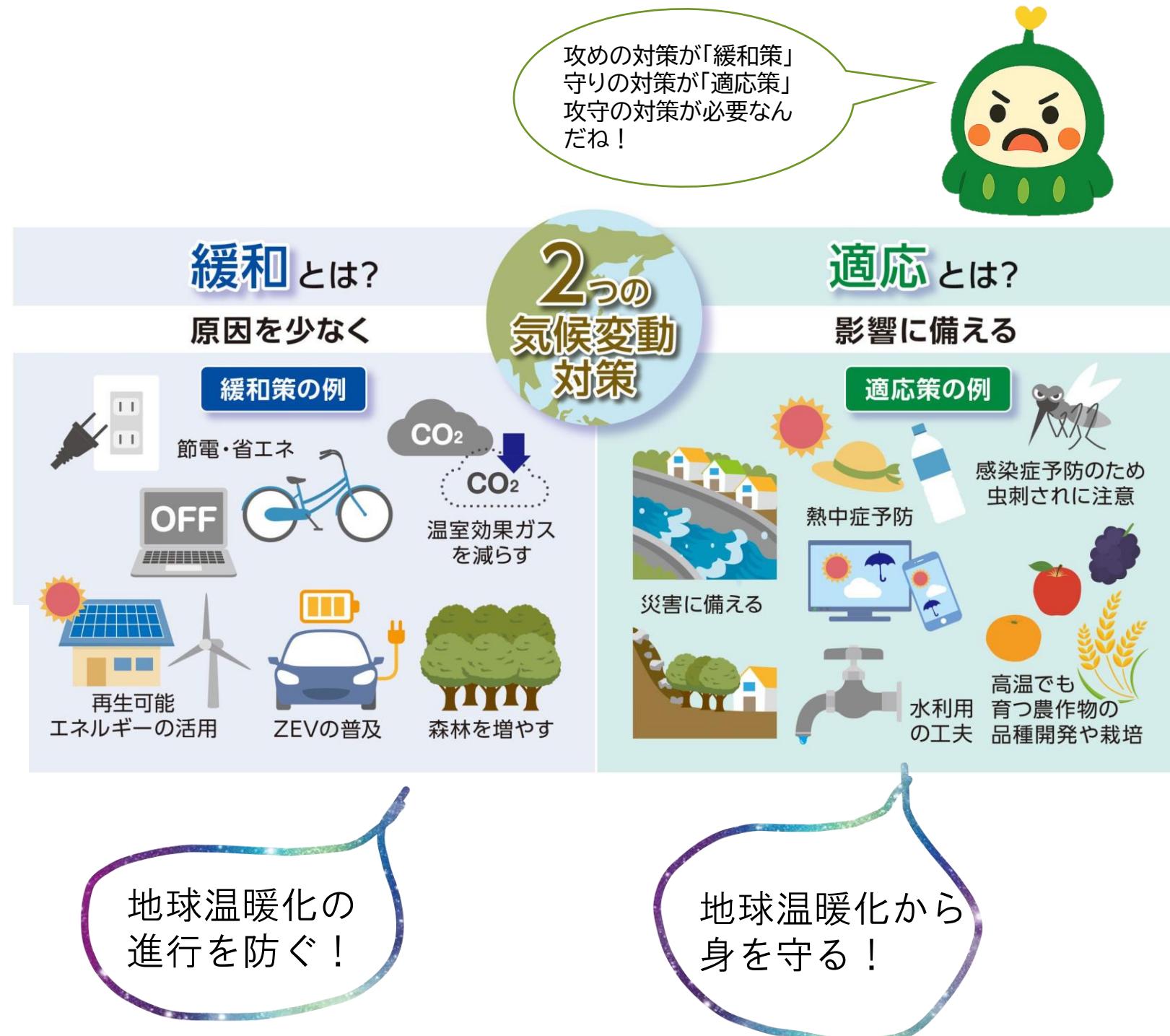
2100

(3)気候変動に対する対策～緩和策と適応策～

- 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの大半は人間の活動によって排出されています。その中で最も多くの割合を占める二酸化炭素(CO₂)は、石油や石炭、天然ガスなど化石燃料を用いた電力やガスなどのエネルギーを使うことにより大気中に排出されます。
- 気候変動に対する対策は、温室効果ガスの排出を削減することで地球温暖化の進行を防ぐ「緩和策」と、既に身近な生活に及んでいる気候変動の影響に対処し、被害を少なくすることで地球温暖化から身を守る「適応策」の二つに分けられます。



出典:東京都『家庭の省エネハンドブック 2025』



出典:国立環境科学研究所『気候変動適応情報プラットフォーム』

(4)気候変動対策に関する国内外の動向

- 産業革命以降の経済活動に伴う化石燃料の使用増大等により、世界全体のCO₂排出量が増加、大気中のCO₂濃度も上昇傾向にあります。
- 気候変動による地球規模の危機に対し、平成27(2015)年に国連気候変動枠組条約第21回締結国会議(COP21)で「パリ協定」が採択され、世界の平均気温上昇を産業革命前(概ね1850~1900年の平均気温)に比べ1.5°C以内に抑える努力を追求することが合意されました。
- 世界の中で5番目にCO₂排出量が多い日本においても、国によるカーボンニュートラル表明や東京都によるゼロエミッション東京宣言が行われ、脱炭素化に向けた対策が進められています。

■ パリ協定以降の国、東京都、市の主な動向

平成27(2015)年度

国際

「パリ協定」
を採択

平成30(2018)年度

国際

国連に設置されたIPCC
(気候変動に関する政府間パネル)が
「1.5°C特別報告書」を公表

令和2(2020)年度

国

2050年までに「カーボンニュートラル」を目指すことを表明

東京都

2030年までに「カーボンハーフ」を目指すことを表明

市

「環境基本計画」を改定
「地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)」を策定

令和5(2023)年度

国

「気候変動適応法」を改正
「GX推進法」を制定

日本は世界で5番目にCO₂
排出量が多いんだね。



令和元(2019)年度

東京都

「2050年ゼロエミッション東京の実現」を宣言
「ゼロエミッション東京戦略」を策定

令和3(2021)年度

国

「地球温暖化対策推進法」を改正
「地球温暖化対策計画」を改定
(2030年までに温室効果ガスを46%削減)
「地域脱炭素ロードマップ」を公表

市

「ゼロカーボンシティ」を
目指すことを宣言

令和6(2024)年度

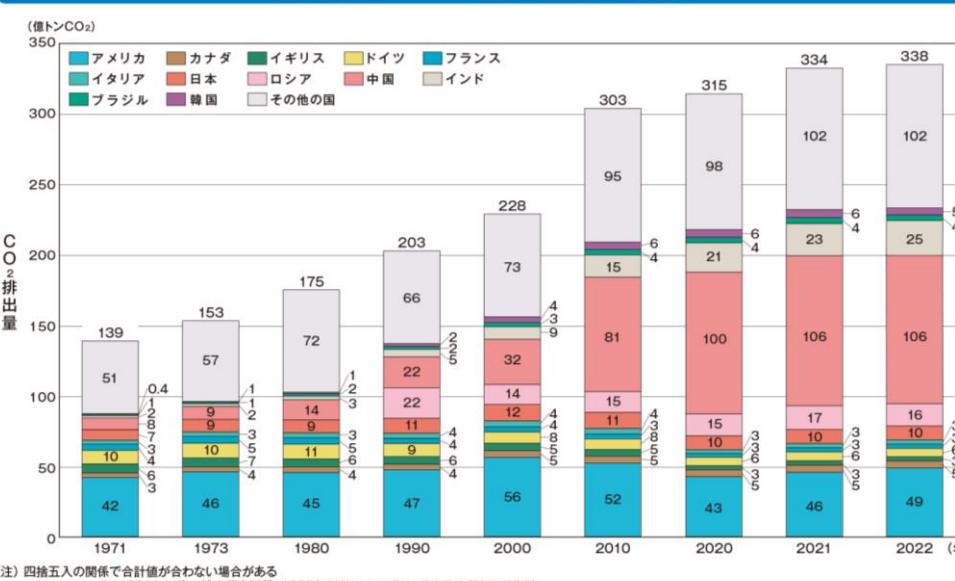
国

「地球温暖化対策計画」
「第7次エネルギー基本計画」
「GX2040ビジョン」
を策定

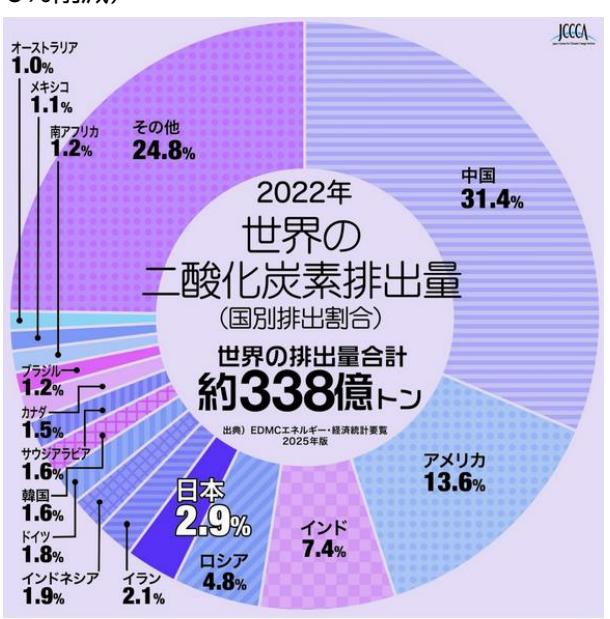
東京都

「ゼロエミッション東京戦略 Beyond
カーボンハーフ」を策定

世界のCO₂排出量の推移



出典:一般社団法人日本原子力文化財団ホームページ「エネ百科」



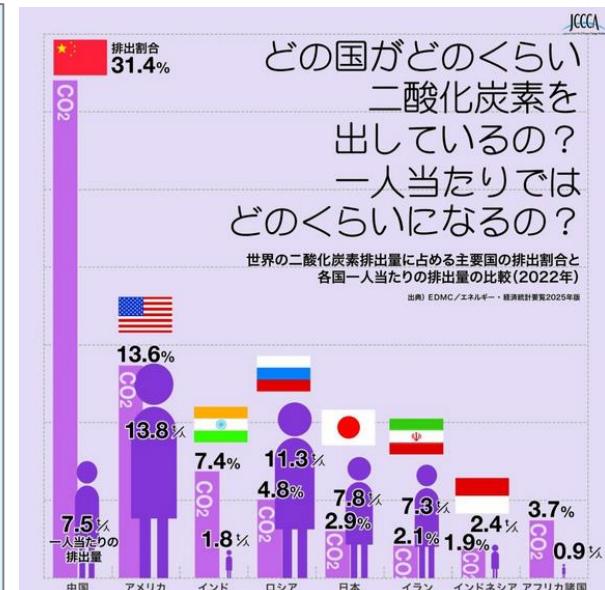
出典:全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ

(5)国際社会の動向

- 国際社会では、平成9(1997)年の「京都議定書」で、先進国に対し温室効果ガス排出削減が初めて義務付けられました。平成27(2015)年の「パリ協定」以降は、加盟国全体に温室効果ガス排出削減が義務付けられ、各国による削減目標の公表など対策が進められています。
- 令和5(2023)年にドバイで行われたCOP28では、温室効果ガス排出量を令和元(2019)年比で、令和12(2030)年に43%，令和17(2035)年に60%削減する必要性を認識することが合意されました。令和7(2025)年11月にはベナンでCOP30が開催され、温室効果ガス排出削減の強化だけでなく「適応策」に関する世界全体の目標が議論されるなど、国際社会で気候変動対策が進められています。

【国際社会での気候変動対策に関するこれまでの主な合意事項】

- 国連気候変動枠組条約第3回締結国会議(COP3)「京都議定書」(平成9(1997)年採択)
 - 先進国において、平成24(2012)年までに平成2(1990)年比で温室効果ガス排出量約5%の削減を義務化
- COP21「パリ協定」(平成27(2015)年採択、平成30(2018)年から実施)
 - 世界の平均気温上昇を産業革命前に比べ2°Cより十分低く抑え、1.5°C以内に抑える努力をできる限り追求
 - このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出を実質ゼロに
 - 各国が温室効果ガス排出削減目標を5年ごとに提出・更新
- IPCC「1.5°C特別報告書」(平成30(2018)年 IPCC総会で承認)
 - ※IPCC(気候変動に関する政府間パネル):1988年に国連によって設立された気候変動に関する科学的知見を評価する国際機関
 - 世界の平均気温1.5°Cと2°C上昇の間では、生じる影響に有意な差
 - 気温上昇を1.5°Cに抑えるには、令和12(2030)年までに平成22(2010)年比で世界全体のCO₂排出量を45%削減し、2050年前後にCO₂排出量が正味ゼロ(カーボンニュートラル)になっていることが必要
- COP26「グラスゴー気候合意」(令和3(2021)年にグラスゴーで開催)
 - 世界の平均気温上昇を1.5°C以内に抑えるための努力を継続
- IPCC「第6次評価報告書」(令和3(2021)年 IPCC総会で承認)
 - 地球温暖化が人間の影響で起きていることを初めて「疑う余地はない」と評価
 - 世界平均気温は、産業革命前と比べ2011~2020年に1.1°C上昇
 - 世界の平均気温上昇を1.5°C以内に抑えるためには、温室効果ガス排出量を令和元(2019)年比で令和12(2030)年に43%，令和17(2035)年に60%削減することが必要
- COP28合意事項(令和5(2023)年にドバイで開催)
 - 2030年までに再エネ発電容量を世界全体で3倍、省エネ改善率を世界平均で2倍にすることに合意
 - 温室効果ガス排出量を令和元(2019)年比で、令和12(2030)年に43%，令和17(2035)年に60%削減する必要性を認識
 - パリ協定目標達成のため、5年ごとの世界全体の進捗状況の評価(グローバル・ストックテイク)を実施。目標まで隔たりがあり、行動と支援が必要であることを確認



各国の削減目標		
国名	削減目標	今世紀中頃に向けた目標 ネットゼロなどを目指すなど (※実質ゼロの目標を含む) 2050年までに実質ゼロにする
中国	2030 年までに 65% 以上削減 ※CO ₂ 排出量のピークを 2030 年より前にすることを目指す	2060 年までに CO ₂ 排出を 実質ゼロにする
EU	2030 年までに 55% 以上削減 (1990年比)	2050 年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする
インド	2030 年までに 45% 削減 (2005年比)	2070 年までに 排出量を 実質ゼロにする
日本	2035 年において 60% 削減 2040 年において 73% 削減 (2013年比)	2050 年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする
ロシア	2030 年までに 30% 削減 (1990年比)	2060 年までに 実質ゼロにする
アメリカ	2035 年までに 61 - 66% 削減 (2005年比)	2050 年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする

※アメリカは、トランプ政権に交代後、令和7(2025)年1月に「パリ協定」から離脱することを国連に通知し、令和8(2026)年1月に正式に離脱

(6) 国の動向①(日本の部門別CO₂排出量の割合)

- 令和2(2020)年度に、国は、温室効果ガスの「排出量」から、森林吸収源等による「吸収量」を差し引いて合計を実質的にゼロにする「カーボンニュートラル」を2050年までに目指すことを表明しました。
- 日本の温室効果ガス排出量のうち、約9割はCO₂排出量が占めています。排出部門別に分けると、産業部門が約34%と最も多くの割合を占めており、運輸部門が約19%，業務その他部門が約17%，家庭部門が約15%となっています。
- 一方、温室効果ガス排出量を消費ベース(どこで排出されたかではなく何の需要のために排出されたか)で見た場合、国の分析によると、排出量の約6割は、住居・移動・食・消費財・レジャー・サービスなど家計からの消費に起因するとされています。カーボンニュートラル達成のためには、国や自治体、民間企業はもちろん、生活者一人ひとりが環境に配慮した行動を進める必要があります。

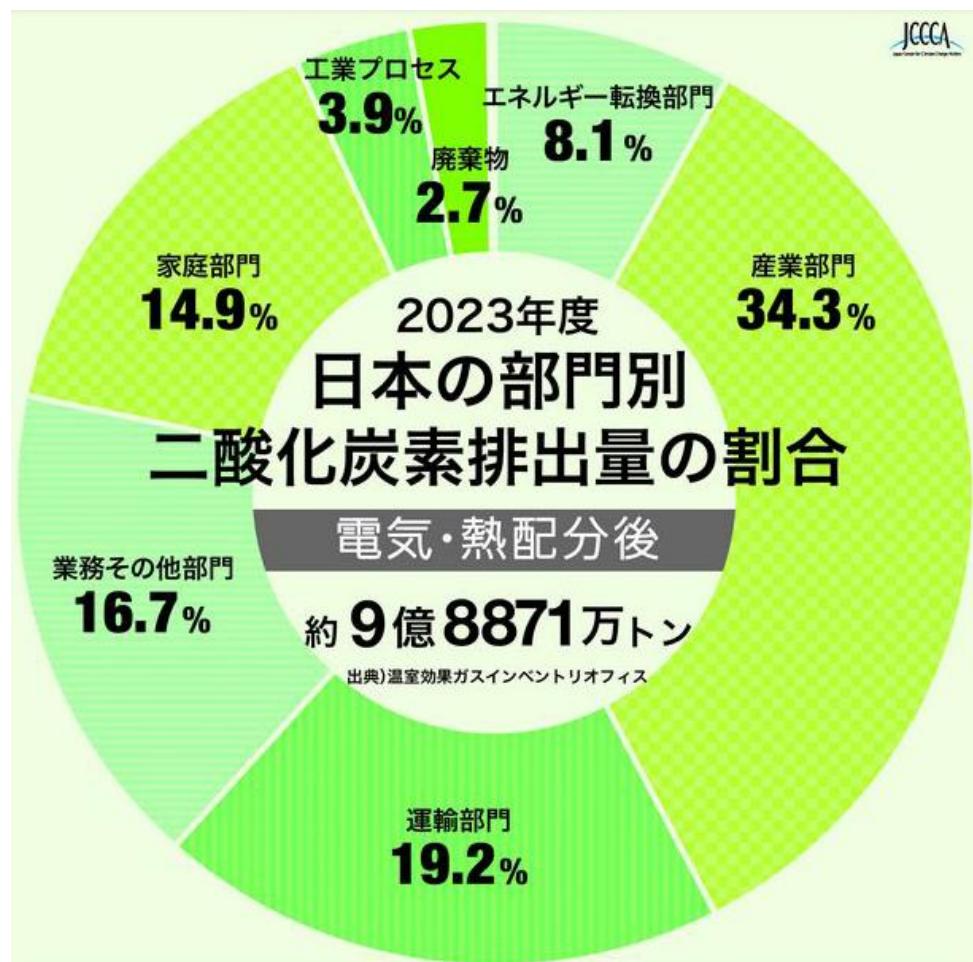
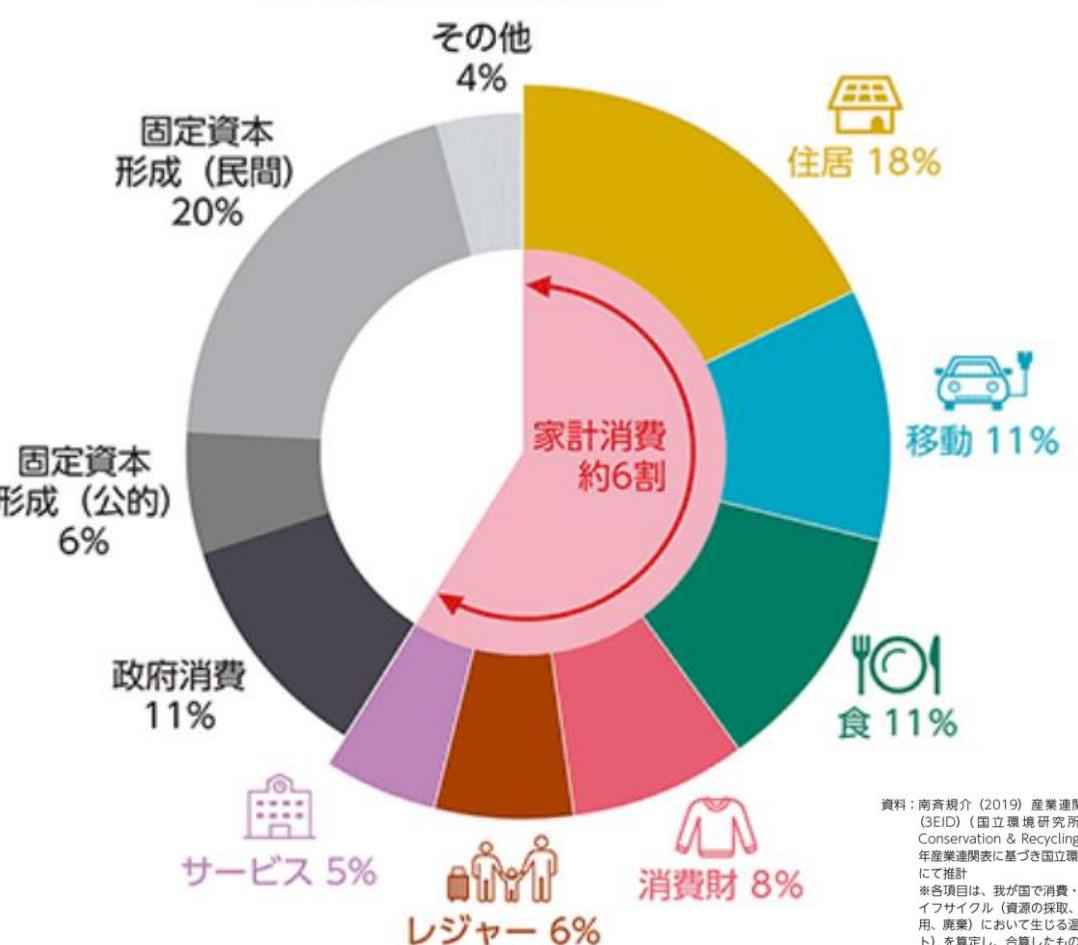


図3-2-1

消費ベースでの日本のライフサイクル
温室効果ガス排出量

固定資本の中にも住居が入っているから、住居における取組は有効なんだね！



(6) 国の動向② (地球温暖化対策計画, 第7次エネルギー基本計画, GX2040ビジョン)

- 国は、令和7(2025)年2月にエネルギー・脱炭素に関する三つの計画を一体で策定、「地球温暖化対策計画」において温室効果ガス排出削減目標を設定しています。

市の目標値	平成25(2013)年度比で、令和12(2030)年度に▲46%, 令和17(2035)年度に▲60%, 令和22(2040)年度に▲73%
-------	--

- 上記目標の達成のため、「第7次エネルギー基本計画」において、令和22(2040)年度のエネルギー需給の見通しをまとめるとともに、再生可能エネルギーの電源構成比の目標を設定しています。

市の目標値	令和22(2040)年度の発電電力量に占める再生可能エネルギーの構成比を4~5割程度(太陽光発電は22~29%程度)に引き上げ ※令和5(2023)年度実績の太陽光発電の構成比は、約10%
市の状況	令和5(2023)年度実績の年間電力使用量(約9億kWh)に占める再生可能エネルギーの割合は約7%(太陽光発電の割合は約2%)

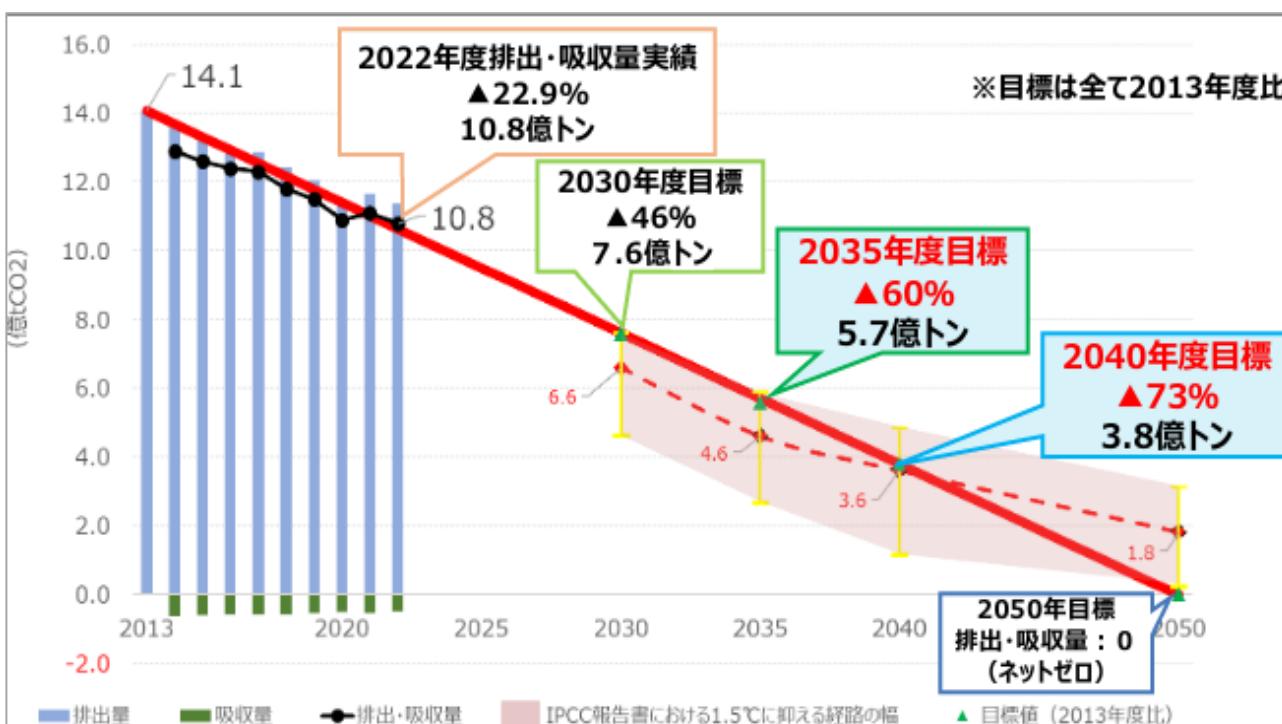
- エネルギー安定供給、脱炭素化、経済成長の同時実現を目指すGX(グリーントランスマーケーション)を加速させ、民間投資を促進するための国家戦略として、新たに「GX2040ビジョン」を策定しています。

■第7次エネルギー基本計画におけるエネルギー需給の見通し

	2023年度 (速報値)	2040年度 (見通し)
エネルギー自給率	15.2%	3~4割程度
発電電力量	9854億kWh	1.1~1.2兆kWh程度
電源構成	再エネ 太陽光 風力 水力 地熱 バイオマス 原子力 火力	22.9% 9.8% 1.1% 7.6% 0.3% 4.1% 8.5% 68.6%
最終エネルギー消費量	3.0億kL	2.6~2.8億kL程度
温室効果ガス削減割合 (2013年度比)	22.9% ※2022年度実績	73% (注)

(注) 中環審・産構審合同会合において直線的な削減経路を軸に検討するとされていることを踏まえた暫定値。

■地球温暖化対策計画における温室効果ガス排出削減目標



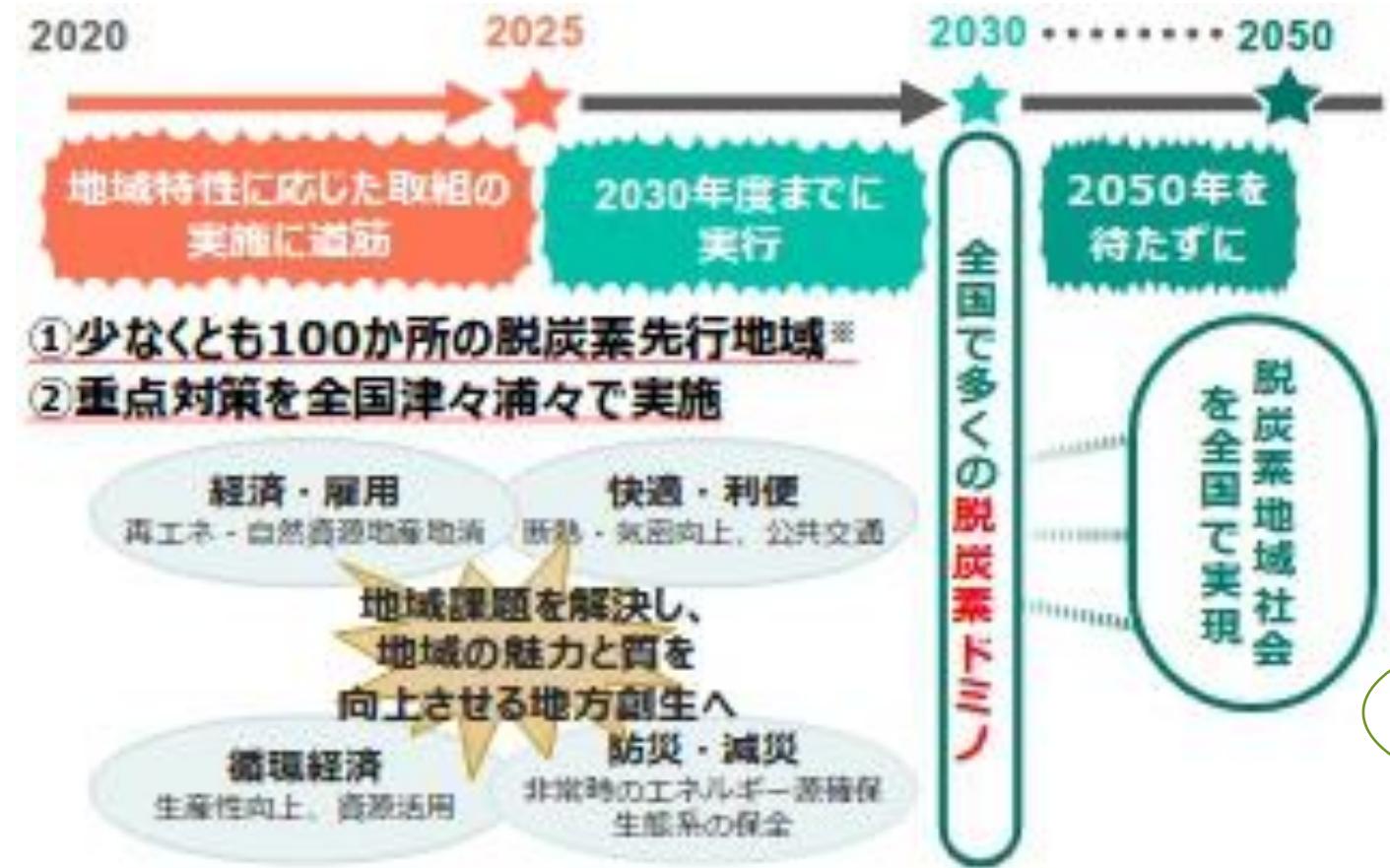
出典: 経済産業省「第7次エネルギー基本計画(概要)」

出典: 環境省「地球温暖化対策計画の概要」

(6) 国の動向③(地域脱炭素ロードマップ)

- 国は、2050年カーボンニュートラル達成に向けて、地域・暮らしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素の取組を加速していくことが必要であると考え、地球温暖化対策計画において、地域脱炭素政策を位置付けています。
- 地域脱炭素政策については、令和3(2021)年に決定した「地域脱炭素ロードマップ」に基づき、令和7(2025)年度まで脱炭素先行地域の指定や重点対策加速化事業の採択などの施策展開が行われてきました。今後は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間を実行集中期間と位置付け、「地域脱炭素2.0」として、地域ポテンシャルに応じた再生可能エネルギーを地域で創り、貯めて、使うことは、エネルギー価格の高騰や需給ひつ迫にも強い地域への転換につながるとともに、産業振興・レジリエンス強化など様々な地域課題の解決にも貢献できるとし、今後も地域脱炭素の取組を拡大・深化させていくこととしています。

■ 地域脱炭素ロードマップの概要



出典:環境省 令和8年度概算要求額資料「地域脱炭素推進交付金」

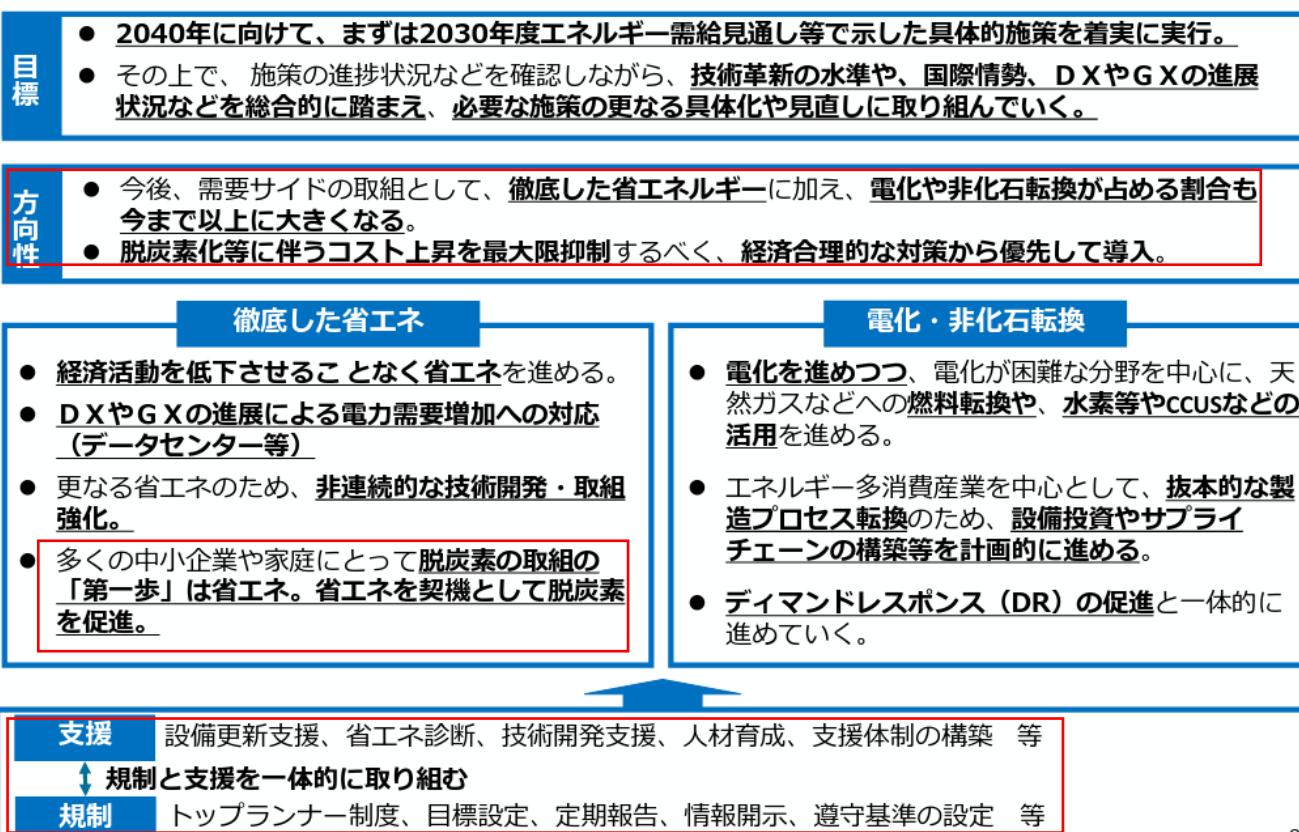
第7節 地方創生に資する地域脱炭素の加速 (地域脱炭素ロードマップ)

- 脱炭素が経済競争と結び付く時代、地域脱炭素は、**地方の成長戦略**として、地域の強みをいかした地域の課題解決や魅力と質の向上に貢献する機会。
- 地域ポテンシャルに応じた再生可能エネルギー**を地域で創り、貯めて、使うことは、エネルギー価格の高騰や需給ひつ迫にも強い地域への転換につながるとともに、未利用資源活用を通じた**産業振興**や**レジリエンス強化**、**地域経済収支の改善**や**収益を通じた公共交通維持確保**等、様々な**地域課題の解決**にも貢献する。また、地域の企業立地や投資上の魅力を高め、**地域の産業の競争力向上**にもつながり、地域脱炭素は地方創生に関し極めて重要な要素である。
- 地域脱炭素政策については、「**地域脱炭素ロードマップ**」(令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定)に基づき施策を展開しているが、2050年ネット・ゼロ実現に向けては地域・暮らしに密着した**地方公共団体が主導する地域脱炭素の取組**を加速化していく必要がある。
- また、人材不足や財源不足といった課題や再エネ導入に伴う地域トラブルの発生、出力制御といった**顕在化した課題**や、従来型の太陽光パネルの設置が困難な場所にも設置が可能となるペロブスカイト太陽電池といった**新たな技術への対応**も必要。
- 2026年度以降の5年間を**実行集中期間**として位置付け、「地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会」において示された施策の方向性を踏まえ、**地方創生に資する地域脱炭素施策**に全力で取り組む。

(6) 国の動向④（住宅・建築物分野の今後の省エネ対策）

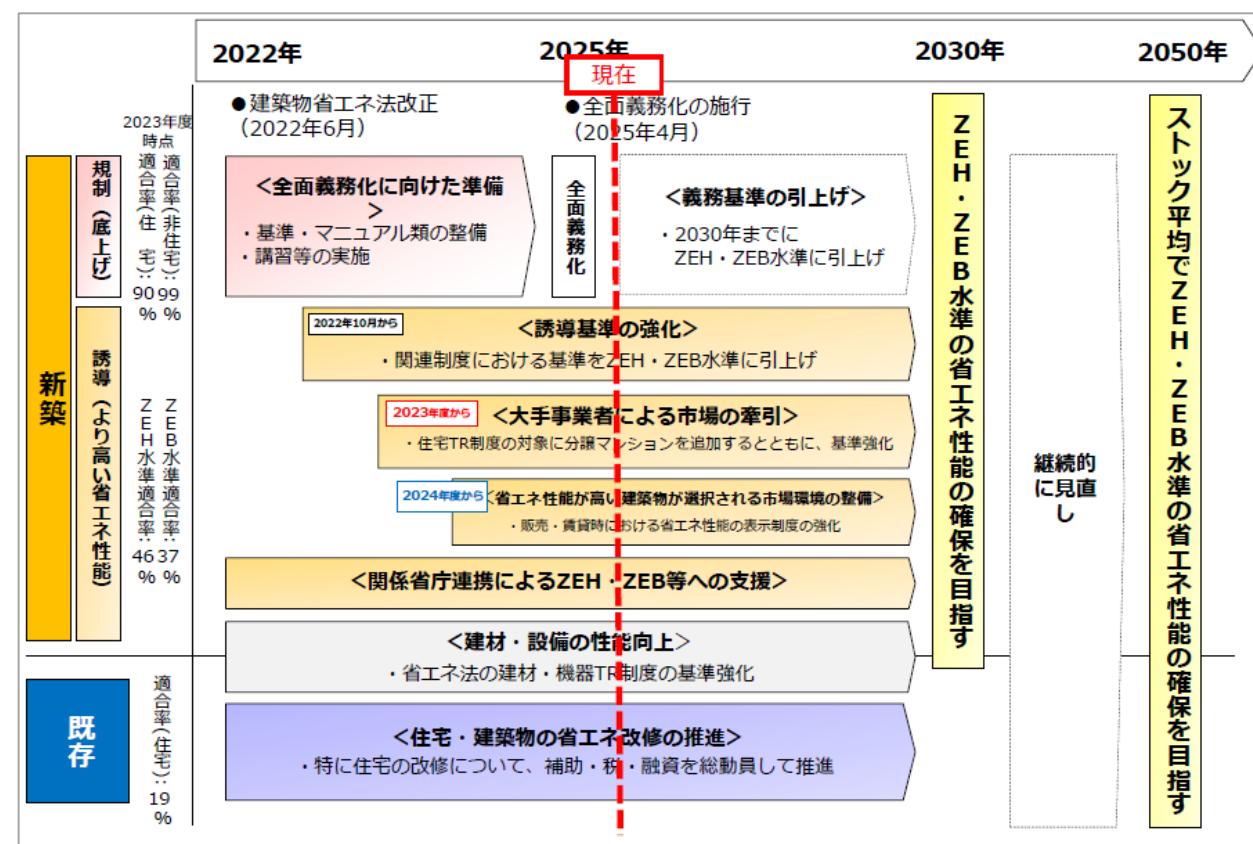
- 第7次エネルギー基本計画を踏まえた今後の省エネ対策として、コスト上昇を最大限抑制しながら、徹底した省エネルギー化を脱炭素の取組の第一歩として促進するともに、電化（ガスや石油などの燃料の代わりに電気を利用するように転換）やCO₂を排出しない再生可能エネルギー等の非化石エネルギーへ転換することが今後の方向とし、支援と規制を一体的に取り組むこととしています。
- 住宅・建築物分野の今後の省エネ対策として、令和7（2025）年度から、全ての新築・増築建築物について、省エネ基準適合を義務付け、遅くとも令和12（2030）年度までに、省エネ基準をZEH・ZEB水準まで引き上げる予定となっています。

第7次エネルギー基本計画を踏まえた省エネ施策の全体像



出典：経済産業省資源エネルギー庁「更なる省エネ・非化石転換・DRの促進に向けた政策について（2025年12月11日省エネルギー小委員会資料）」

■ 住宅・建築分野の省エネ対策の今後のロードマップ



出典：国土交通省「建築物省エネ法における太陽光パネル設置促進について」

(6) 国の動向⑤ (建物の脱炭素化に向けた国による規制・誘導策)

- 新築建築物では、建築物省エネ法の改正により、令和7(2025)年度から、全ての新築建築物について省エネ基準への適合が義務付けられていますが、令和9(2027)年度からは、一定規模の住宅を供給する事業者に対し、住宅トップランナーアイテムに基づき太陽光発電設備設置目標が設定される予定です。
- 既存建築物では、令和8(2026)年4月から、中規模の建築物(住宅以外)の省エネ基準が引き上げられるとともに、省エネ法の改正により、年間エネルギー消費量が一定規模以上の事業者を対象に、建築物の屋根への太陽光発電設備設置目標の提出が義務化されます。

■建築物省エネ法の概要

<p>規制措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ●適合義務制度 内容 新築時等における省エネ基準への適合義務 基準適合について、所管行政庁又は登録省エネ判定機関の省エネ適合性判定を受ける必要 ※ 省エネ基準への適合が確認できない場合、着工できない 対象 原則全ての住宅・非住宅 	<p>●住宅トップランナーアイテム</p> <p>内容 住宅トップランナーアイテム（省エネ基準よりも高い水準）を定め、省エネ性能の向上を誘導（必要に応じ、大臣が勧告・命令・公表）</p> <p>対象 分譲戸建住宅を年間150戸以上供給する事業者 注文戸建住宅を年間300戸以上供給する事業者 賃貸アパートを年間1,000戸以上供給する事業者 分譲共同住宅を年間1,000戸以上供給する事業者</p>
<p>誘導措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ●容積率特例に係る認定制度 誘導基準に適合すること等についての所管行政庁の認定により、容積率の特例※を受けることが可能 ●省エネ性能に係る表示制度 賃貸・販売時に、賃貸等事業者等は、国土交通大臣の指定する方法により省エネ性能を表示することが必要。 表示制度の信頼性向上等の観点から、第三者評価制度であるBELS（ペリス）の取得を推奨。 	<p>●再生可能エネルギー利用促進区域制度 市町村は、再生可能エネルギー利用設備の設置を促進する区域を指定することが可能。指定した場合、当該区域内において、以下が措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築士による再エネ設備の導入効果に係る説明義務 形態規制（容積・建ぺい・高さ）の合理化 <p>※調布市は、市内全域の建築物を対象に、令和7(2025)年4月から本制度を導入</p>

出典：国土交通省「建築物省エネ法における太陽光パネル設置促進について」

■住宅トップランナーアイテムに基づく太陽光発電設備の設置目標について

2030年の新築戸建住宅の6割への太陽光発電設備の設置に向けて、太陽光発電設備に関する技術開発や製品のコストダウン化、屋根置き太陽光の普及等を考慮し、中間となる2027年度に地域性等を勘案した住宅トップランナーアイテムの目標を設定する。

■目標設定に係る考え方

- ① 年間供給戸数のうち
- 建売戸建住宅：30%に太陽光発電設備を設置
 - 注文戸建住宅：70%に太陽光発電設備を設置



設置が合理的ではない住宅を勘案

※戸建て住宅の年間供給戸数に対する太陽光発電設備設置率は、令和4(2022)年度時点で31.4%

(供給戸数の80%を母数)

■住宅トップランナーアイテムに対する目標

- ② 設置が合理的な住宅※の戸数のうち
- 建売戸建住宅：37.5%に太陽光発電設備を設置
 - 注文戸建住宅：87.5%に太陽光発電設備を設置

※以下①～③の住宅を除く。

- ① 多雪地域に該当する住宅
- ② 都市部狭小地に該当する住宅
- ③ 上記のほか、周辺環境等により設置が困難な住宅

	建売戸建住宅	注文戸建住宅
TR事業者	目標 37.5% (30%)	目標 87.5% (70%)
TR以外事業者		(40%)

2027年

(*)内の数字は、供給戸数全体を母数とした割合

	建売戸建住宅	注文戸建住宅
TR事業者	※3 (60%)	※3 (80%)
TR以外事業者		(50%) ※3

2030年

出典：国土交通省「建築物省エネ法における太陽光パネル設置促進について」、経済産業省資源エネルギー庁「更なる省エネ・非化石転換・DRの促進に向けた政策について(2025年12月11日省エネルギー小委員会資料)」

(7) 都の動向①(ゼロエミッション東京戦略)

- 都は、令和元(2019)年12月に、2050年CO₂排出実質ゼロに向けた「ゼロエミッション東京戦略」を策定した後、計画の更新を重ね、直近では令和7(2025)年3月に「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」を策定、令和17(2035)年度の新たな温室効果ガス排出削減目標が設定されています。

都の目標値	2000(H12)年度比で、2030(R12)▲50%(カーボンハーフ)、2035(R17)▲60%以上 ※2035年の新目標は、国際的に求められる水準とも整合
-------	---

- 目標の達成に向け、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化をはじめとする10の政策と8の重点プロジェクトが掲げられています。
- 施策の実効性を高めるアプローチとして、「施策横断型のアプローチを展開」「脱炭素化に向けた仕組みと支援策で社会を誘導」「既存技術の徹底活用とDXも活用した新技術の早期実装」などが位置付けられています。

本稿P10
~18

ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフの策定

- 2050年ゼロエミッションの実現に向け、2030年カーボンハーフとその先の未来を見据え、「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」を策定
- 2035年までに温室効果ガス排出量を60%以上削減(2000年比)する新たな目標を掲げ、その達成に向けた31の個別目標を設定。あらゆる取組を戦略的に展開し、世界のモデルとなる「脱炭素都市」を実現

2050年ビジョンと2035年目標

2050年ビジョン

脱炭素社会を実現し、世界のネットゼロ達成に大きく貢献

2035年目標

温室効果ガス排出量**60%以上**削減ほか31の個別目標を設定

持続可能な未来を創る3つの理念と5つのアプローチ

ゼロエミッションに向けた理念

- シナジーを高め、脱炭素化が多様な社会課題へ同時に貢献
- 東京が脱炭素化をけん引し、国内外のCO₂削減に貢献
- あらゆる主体が団結して行動し、脱炭素化を実現

施策の実効性を高めるアプローチ

- 施策横断型のアプローチを展開
- 脱炭素化に向けた仕組みと支援策で社会を誘導
- 既存技術の徹底活用とDXも活用した新技術の早期実装
- 戦略的な仕掛けで一人ひとりの行動変容を促進
- 脱炭素社会を担う人材育成と産業の振興

理念1イメージ

アプローチ2・3イメージ

脱炭素社会へ

仕組み

既存技術 徹底活用 成長の起爆剤

新技術 開発・実装

支援策

分野間の相互連携でサステナブルに

都市環境の改善

循環型経済の推進

生物多様性の保全・回復

気候変動対策

7つのTopicsも紹介

》 衣食住全てをサステナブルで豊かなものに変革し、都市のレジリエンスを高める 》 ゼロエミッションで東京はもっとよくなる 》

(7) 都の動向②(大手ハウスメーカー等への太陽光発電設備の設置義務化)

- 東京都は、令和7(2025)年4月から、大手ハウスメーカー等事業者に対し、新築建築物を対象に、太陽光発電設備の設置、断熱・省エネ性能の確保、集合住宅を中心に電気自動車充電設備の設置等を義務付ける制度を開始しました。
- 都の試算では、令和32(2050)年までの今後25年間に、都内の建物の約半数(住宅は約7割)が新築建物に置き換わる見込みであることから、新築建築物への対策がゼロエミッション東京の実現に向け極めて重要であるという認識のもと、全国初の制度の運用が始まっています。

■ 太陽光発電設備設置義務化をはじめとする、東京都環境確保条例に基づく「建築物環境報告書制度」の概要

太陽光発電の設置義務化をてこに、東京からゼロエミッションの輪を広げます

**2025年4月、新築戸建住宅等を対象とした
太陽光発電、断熱・省エネ性能等に関する
全国初の新たな制度が開始**

2050年時点で、建物ストックの約半数(住宅は約7割)が今後の新築建物に置き換わる見込みです。都内CO₂排出量の約7割が建物関連です。2050年の姿を形づくる新築建物への対策がゼロエミッション東京の実現に向け極めて重要との認識の下、新たな制度—建築物環境報告書制度—を創設しました。

都内住宅の2050年に向けた推移

年	状況	目標
現在	新築 約4.6万棟 既存 約200万棟	2030までに約40万棟 2050年までに約130万棟が新築
2030	新築 約4.6万棟 既存 現ストックは約200万棟	2050年残存は約70万棟 *リノーバル時などに、省エネ・省エネを促進
2050		

新築 ●年間約4.6万棟着工※
(98%が2,000未満)

既存 ●現ストックは約200万棟

2050年残存は約70万棟
*リノーバル時などに、省エネ・省エネを促進

新築去10年間の平均着工棟数を基に算出
出典:「カーボンハーフ実現に向けた条例制度改正の基本方針
(2022年9月)」

太陽光発電設備の設置義務者

- 都内年間供給延床面積が2万m²以上の大手ハウスメーカー等*
- 延床面積2千m²未満の新築建物が対象

*申請を行い知事から承認を受けた事業者も参加できます。

義務内容

- 太陽光発電設備の設置
- 断熱・省エネ性能の確保
- 電気自動車充電設備の設置等の義務付け・誘導を行う仕組み

環境性能の高い家はシナジー効果で豊かな暮らしに貢献

電気料金の削減

新築戸建住宅に4kWの太陽光発電を設置すると
年間で約92,400円 削減

区部、2人以上世帯を想定(2024年8月試算)

CO₂排出量削減に貢献

4kWの太陽光発電で1年間発電した場合のCO₂削減量は、スギ約200本の吸収量に相当

健康的な暮らし

断熱化で快適な室温が維持されることで、健康的な暮らしにつながります。

- ヒートショック抑制
- アレルギーの軽減等
- 結露防止でカビ予防

停電への備え

停電時も電気が使えます。蓄電池で夜間も使用できます。

(7)都の動向③(建物の脱炭素化を加速させるその他の制度)

- 東京都は、東京都環境確保条例に基づき、建築物の脱炭素化に向け、新築建築物の太陽光発電義務化以外にも規制制度を構築し、対策の加速化を促しています。
- 既存建築物においては、一定規模以上の事業所を対象に、温室効果ガス排出総量の削減を義務付ける「キヤップ＆トレード制度」が運用されています。また、一定規模の中小規模事業所に対しても、自社のエネルギー消費量や省エネ対策・再エネ利用等の報告を義務付ける「地球温暖化対策報告書制度」が実施されています。
- 「地球温暖化対策報告書制度」は、報告義務の対象とならない事業者でも、希望すれば自主的に提出することができ、自社の省エネの改善策を検討するうえで活用できる等の理由により、都内全体で義務提出の数倍の任意提出事業者がいる状況となっています。

■東京都が実施している建物の脱炭素化を加速させるための制度と主な支援策の概要

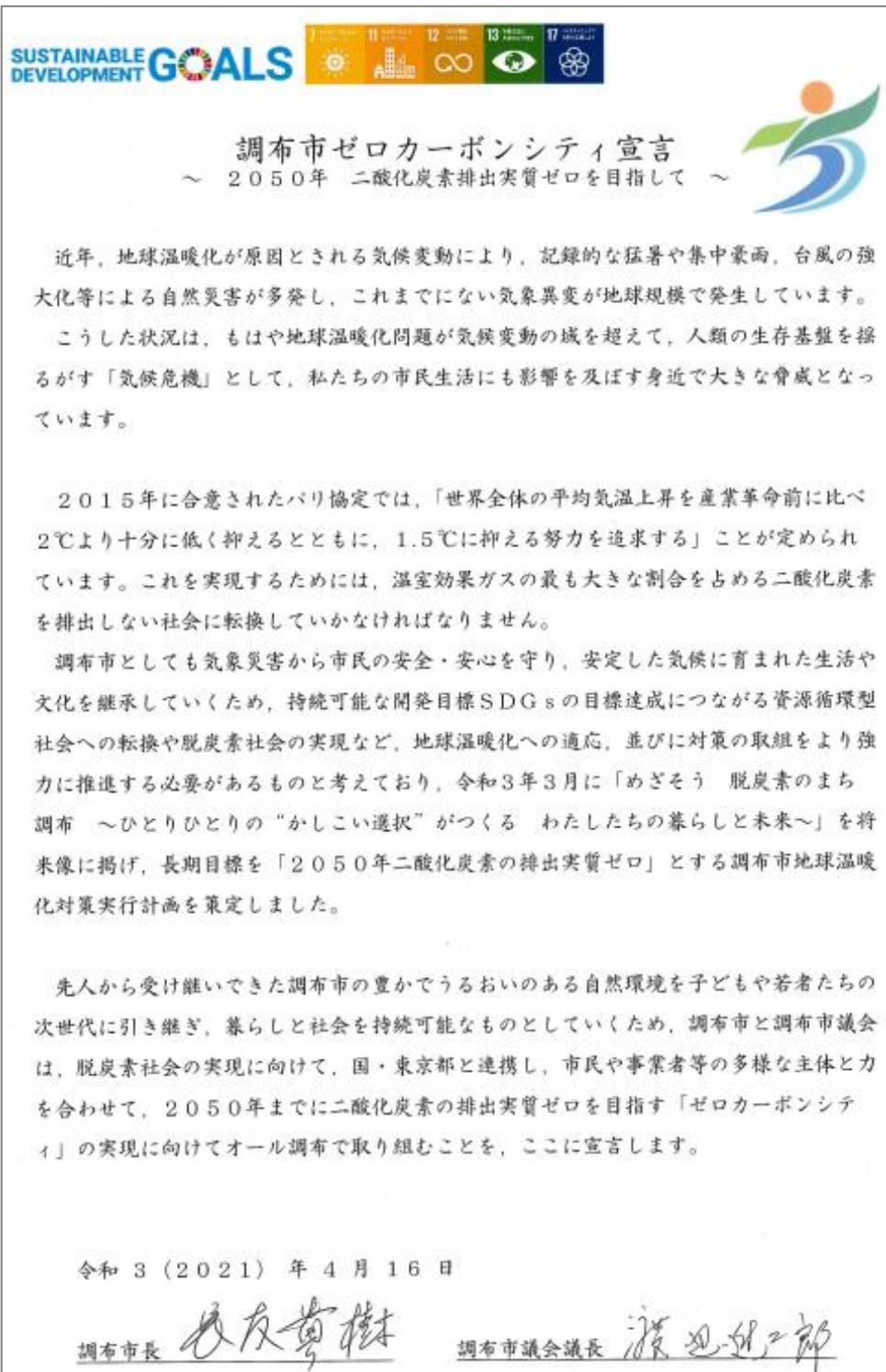
新築建物や膨大なストックの既存建物の脱炭素化を、制度上の措置と支援策の強化により加速



(8)調布市ゼロカーボンシティ宣言と地球温暖化対策に関するこれまでの計画策定経過

- 地球温暖化対策の実施に向け、平成19(2007)年3月に初の環境基本計画・地球温暖化対策実行計画(事務事業編)、平成22(2010)年3月に初の地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定しました。
- 令和3(2021)年4月には、市と市議会の共同により、脱炭素社会の実現に向けて、「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」にするゼロカーボンシティを目指すことを宣言しました。

■ 調布市ゼロカーボンシティ宣言本文



■ 地球温暖化対策に関わるこれまでの計画策定経過

1995年 (H7)3月	環境基本条例の制定、環境管理計画の策定 国の環境基本計画の策定等を踏まえ、地域環境保全を目的として策定
2007年 (H19)3月	環境基本計画(H19-H27)の策定 地球環境問題への対策も計画に位置付け 第1次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の策定
2010年 (H22)3月	地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定 基本方針: 「みんなでかえる！くらしまち きもち～目標せ 低炭素なまち ちょうふ～」 削減目標:1990(H2)年度比で2020(R12)年度に▲25%削減 ※長期目標は2050(R32)年度に▲60%削減 計画期間:2010(H22)年度～2020(R12)年度
2016年 (H28)3月	環境基本計画(H28-R9)の更新 パリ協定など新たな視点を踏まえた計画を策定
2021年 (R3)3月	環境基本計画の改定(R3-R7) SDGsや国のカーボンニュートラル宣言など 大きく変化する社会情勢に対応するため計画を改定
2021年 (R3)4月	地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の更新 パリ協定など新たな視点を反映 将来像:「めざそう 脱炭素のまち ちょうふ ～一人ひとりの“かしこい選択”がつくる私たちの暮らしと未来～」 削減目標:2013(H25)年度比で2020(R12)年度に▲40%削減 ※長期目標は2050(R32)年に温室効果ガス(CO ₂)排出実質ゼロ 計画期間:2021(R3)年度～2030(R12)年度
	第4次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の策定 計画期間:2021(R3)年度～2025(R7)年度
	調布市ゼロカーボンシティ宣言 市と市議会が共同で、2050年までにCO ₂ 排出実質ゼロにする ゼロカーボンシティを目指すことを宣言

(9)気候変動アクションプログラムとは

- この計画は、地球温暖化が原因と言われている気候変動に対し、
 ・温室効果ガスの排出を削減することで地球温暖化の進行を防ぐ「緩和策」
 ・既に身近な生活に及んでいる気候変動の影響に対処し、被害を少なくすることで地球温暖化から身を守る「適応策」
 をまとめ、市民・事業者・市が、それぞれの役割を踏まえ、気候変動へのアクションを共に進めていくために策定するものです。
- 計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律(略称:地球温暖化対策推進法)」に基づき、区域施策編と事務事業編で構成されます。
- 本計画で対象とする温室効果ガス、対象範囲や排出部門は、これまでの計画の考え方を踏襲しています。

区域施策編

※地球温暖化対策推進法第21条第4項に規定

市域から排出される温室効果ガスを削減するための計画で、
住民・事業者・市の全てが対象

<対象とする温室効果ガス>

地球温暖化対策推進法に規定する温室効果ガス(7種類)を対象とします。

- 二酸化炭素(CO₂)
- メタン(CH₄)
- 一酸化二窒素(N₂O)
- ハイドロフルオロカーボン(HFC)
- パーフルオロカーボン類(PFCs)
- 六フッ化硫黄(SF₆)
- 三フッ化窒素(NF₃)

<削減目標>

市民・事業者の行動が大きく関わる「CO₂排出量」に対し設定

<対象区域、排出部門の区分の仕方>

対象とする区域は「調布市全域」とします。

温室効果ガスの排出部門は、以下の部門に分けます。

部門	内容
産業部門	農業、建設業、製造業のエネルギー消費に伴う排出
民生家庭部門	家庭のエネルギー消費に伴う排出
民生業務部門	事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出
運輸部門	自動車(自家用自動車を含む)、鉄道のエネルギー消費に伴う排出
廃棄物部門	廃棄物(廃プラスチック)の焼却に伴う排出

事務事業編

※地球温暖化対策推進法第21条第1項に規定

市の事務事業に伴い排出される温室効果ガスを削減するための計画で、市が対象

<対象とする温室効果ガス>

区域施策編と同様に温室効果ガス(7種類)を対象とします。

なお、市の事務事業に伴い排出される温室効果ガスは、以下の4物質となります。

- 二酸化炭素(CO₂)
- メタン(CH₄)
- 一酸化二窒素(N₂O)
- ハイドロフルオロカーボン(HFC)

<削減目標>

区域施策編と同様、「CO₂排出量」に対し設定

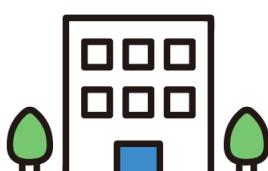
<対象とする事務事業の範囲>

対象とする事務事業の範囲は、

「市を構成する組織が管理(所有権又は賃借権がある)している施設・車両」とします。

なお、施設には街路灯(道路照明)を含みます。

※市を構成する組織は、市長部局及び教育委員会とし、外局(監査事務局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、会計課)は、市長部局の一部として含めます。



公共施設の利用(電力、ガス、その他の燃料等)に伴う排出



市における街路灯の利用に伴う排出



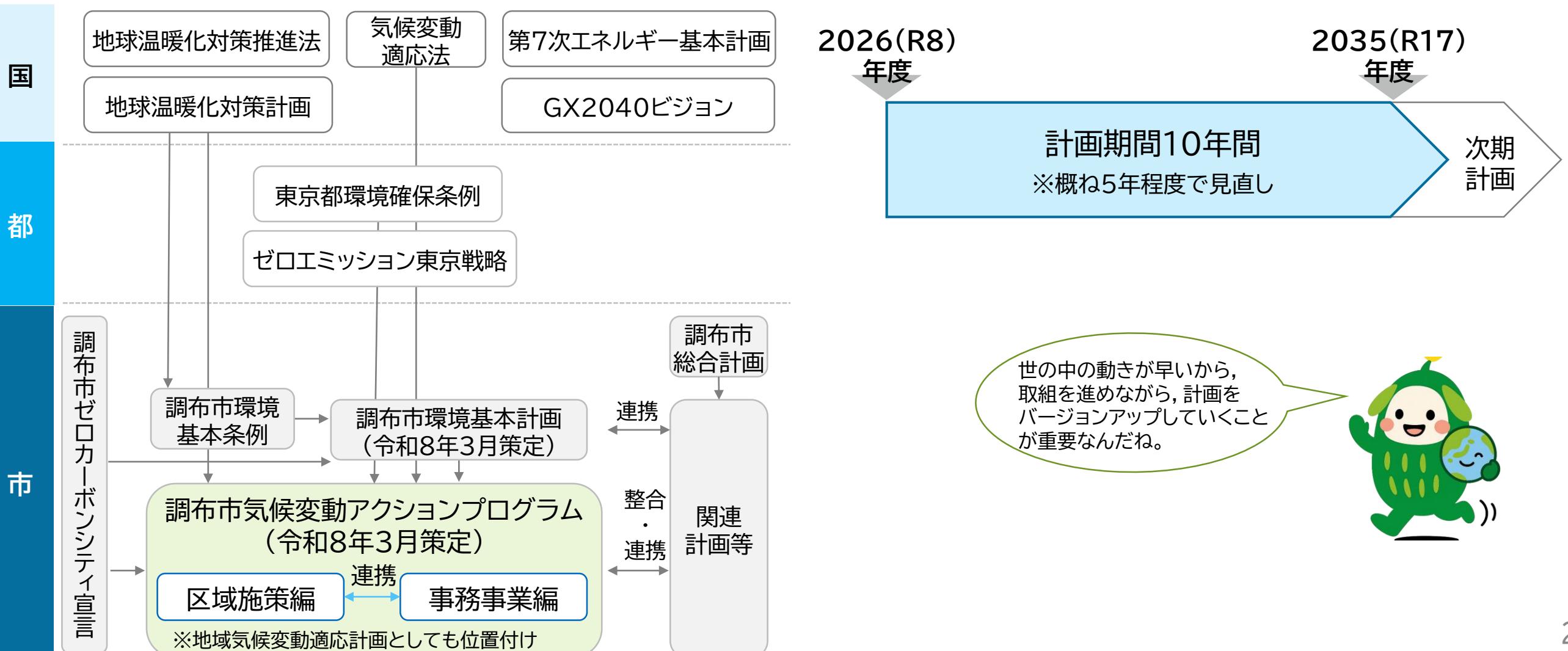
市の事務事業での庁用車の利用に伴う排出

(10)計画の位置付け, 計画期間

- 本計画は、以下の観点から、新たな計画として策定します。
 - ①令和3(2021)年4月の調布市ゼロカーボンシティ宣言、また計画策定後の国際社会、国、都等の動向を踏まえ、新たに令和17(2035)年度についても目標値を設定すること
 - ②区域施策編と事務事業編を一つの計画として統合することで、市の事務事業における取組を区域の取組に波及させていくこと
 - ③気候変動による影響が深刻化している中、本計画を、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画(※)としても位置付けること
※市域において実際にもしくは想定される気候変動による影響を認識し、被害の軽減や回避を図る取組(気候変動への適応策)を計画的に推進していくことを定めたものです。気候変動適応法で策定に努めることが位置付けられており、気候変動アクションプログラムと一緒に位置付けることができます。
- 計画の名称について、地球温暖化対策推進法が制定された後に気候変動適応法が制定され、気候変動に対する適応策の重要性も増していることを踏まえ、「調布市気候変動アクションプログラム」に変更します。
- 計画期間は、ゼロカーボンシティ実現を目指す令和32(2050)年を見据えつつ、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間とします。また、計画から概ね5年程度での見直しを行うほか、国内外の潮流の変化、技術革新の動向、取組の進捗状況などに応じて必要な見直しを図っていきます。

<計画の位置付け>

<計画期間>



(11)計画策定の視点

- 国内外の動向やこれまでの市民、事業者、市による取組状況等を踏まえ、ゼロカーボンシティの実現に向けた施策・取組を、市民・事業者・市がともに進めていくため、以下の5つの視点を重視し、計画を策定します。

<策定の視点>

#1

CO₂排出削減目標達成に向けたロードマップを明示

市民や事業者とゼロカーボンシティ実現に向けた道筋を共有し共に進めていくため、2030年度・2035年度のCO₂排出削減目標達成に向けた施策・取組による削減量を試算し、排出部門ごとに示します。

#2

再生可能エネルギーの導入目標など施策ごとの目標を明確化

CO₂排出削減目標以外にも、再生可能エネルギーの導入目標をはじめ、施策ごとに成果指標や活動指標を設定し、目標を明確化します。

#3

CO₂排出削減目標を上方修正

現行計画策定後、市議会と共同でゼロカーボンシティを目指すことを宣言、また、地球規模の問題であることから、国際社会・国・都の動向を踏まえて対策を進めていくことが重要である中、国や都の2030年度の目標値が引き上げられていることから、喫緊の課題として、目標値を上方修正します。

#4

脱炭素化の取組により期待できる波及効果を記載

太陽光発電設備設置で停電時も電力が利用可能になること等による「災害対応力の強化」、地域で余った電力の有効利用等による「エネルギーの安定供給と最適化」、省エネ化や再エネ導入に伴う光熱費に係る地域外への支出削減等による「地域経済の活性化」など、脱炭素化以外にも期待できる波及効果を記載します。

#5

気候変動への適応策を改めて体系化

猛暑が既に市民生活に影響を及ぼしている中、市内において現在又は将来予測される気候変動による主な影響を分野に分けてまとめ、被害の軽減・回避を図るために必要な対応策を図る「適応策」を改めて体系化します。